

志賀町CATV整備事業

最新情報、まちのホットな情報をお届けします

志賀町では現代の情報化社会への対応、また国（総務省）が進めるコビキタスネット社会の実現を図るため、町内全域にCATV網を敷設し、情報通信基盤整備を推進します。

■ お問い合わせ先 ■

情報推進課

TEL 32-1111 FAX 32-3933

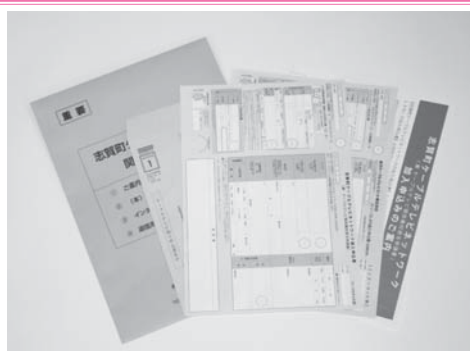
E-mail

jouhou@town.shika.lg.jp

URL

http://www.town.shika.lg.jp

ケーブルテレビ加入申込書の提出をお願いします。



《志賀町ケーブルテレビ関係書類》

志賀町ケーブルテレビ（本）加入申込みの受付をしています。
先月の広報と一緒に『志賀町ケーブルテレビ関係書類』（緑色の封筒）を配布しました。有料コース・無料コースを問わず、ケーブルテレビに加入される方は、必ず（本）申込みをお願いします。

サービス内容をご確認のうえ、『志賀町ケーブルテレビネットワーク加入申込書（兼ケーブルテレビ関係機材貸与申請書）』を記入し、返信用封筒にて郵送、または本庁・支所総合窓口まで提出をお願いします。

防災行政放送の宅内用端末を無線方式から有線式IP（アイピー）音声告知端末に更新します。IP音声告知端末のみご利用の方も、加入申込書の提出をお願いします。

皆さんのお宅へ「引込工事」「宅内工事」にお伺いします！

加入申込みをしていただいたお宅に、ケーブルテレビ整備工事（伝送路工事）請負事業者、または町指定の工事業者から事前に皆様のご都合をお聞きし、引込工事・宅内工事にお伺いしますのでご協力をお願いします。

※指定業者には、指定名札（認定証）の装着を義務付けています。

【請負事業者】 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 金沢支店 TEL 32-1327（現場事務所）

【引込指定業者】

志賀町	株橋爪電気設備工業	志賀町	(有)まつうら電器	中能登町	田中サービス	金沢市	マスプロ電工(株)
	長根尾電気商会(有)	宝達志水町	坂室電機(株)	七尾市	北陸電気工事(株)		金沢電話工事(株)
	志賀電サービス(株)	羽咋市	漆原電気商会		(有)北陸相互通信		かがつうシステム(株)
	坂下電気工事		清水電興(株)	津幡町	(株)河北電工社		上村電建(株)
	桜井電気工事(株)		藤井電気工事(株)	かほく市	(有)清水商会		北信テレネックス(株)
	(株)樋口電気工事		(株)光電社	白山市	光ネットワーク(株)		※変更になる場合があります。

【宅内指定業者】

志賀町	株橋爪電気設備工業	志賀町	坂下電気工事	志賀町	ファミリアザクダ	津幡町	(株)河北電工社
	(有)岡部電機商会		笠原家庭電器店	宝達志水町	坂室電機(株)	かほく市	金津電子(株)
	米木電気商会		電気のかわばた		電化ショップ モヤマ		(有)清水商会
	長根尾電気商会(有)		小林電気商会	羽咋市	(有)三慶システム販売	白山市	山口電化サービス
	末吉電業(有)		加能電機商会		清水電興(株)	金沢市	(株)阿久根通信工業
	(有)盛本電気工事		木村電機		藤井電気工事(株)		かがつうシステム(株)
	大塚電気工事		でんきやさん かわの		北陸電気設備(株)		マスプロ電工(株)
	(株)樋口電気工事		橋電気商会	(株)光電社	(有)ADK		
	光ネットワーク(株)		志賀電サービス(株)	中能登町	(株)コネク		
	桜井電気工事(株)		門前電機商会	七尾市	田中サービス		NTT データサービス(株)
	ヤマデン		山岸電機商会		山口電機工事	北信テレネックス(株)	
	(有)まつうら電器		(有)小川電設		(有)北陸相互通信	北陸電気工事(株)	

※変更になる場合があります。

裁判員制度をご存じですか！



－ 選ばれてから慌てないために －

裁判員制度とは、国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう「国民の司法参加」を実現する制度です。この制度は、平成21年5月までの間にスタートします。

当町にお住まいの方々も裁判員に選ばれる可能性がありますので、金沢地方・家庭裁判所、金沢地方検察庁及び金沢弁護士会の協力を得て、これから数回にわたり裁判員制度Q&Aを連載します。

Q 裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

A 次のような仕事をするようになります。

① 公判に出席する。(公開)

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判といいますが)に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人や被告人などに対して質問することもできます。

② 評議、評決をする(非公開)

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評決)こととなります。

議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、その多数意見には、裁判官、裁判員のそれぞれ1人以上の賛成が必要とされています。

有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いと

なります。

③ 判決宣告(公開)

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。



Q 裁判員になるために、資格はないのですか？

A 衆議院議員の選挙権を有する人(20歳以上)であれば、原則として、誰でもなることができます。ただし、次のような人は、裁判員になることはできません。

① 欠格事由

- ・ 義務教育を終了していない人(義務教育を終了した人と同等以上の学識のある人は除きます。)
- ・ 禁錮以上の刑に処せられた人

・ 心身の故障ため裁判員の職務の遂行に著しい支障のある人 など

② 就職禁止事由

- ・ 国会議員、国務大臣、国の行政機関の幹部職員
- ・ 司法関係者(裁判官、検察官、弁護士等)、警察官
- ・ 都道府県知事及び市町村長(特別区長も含む)
- ・ 自衛官 など

③ 事件に関連する不適格事由

- ・ 審理する事件の被告人又は被害者本人、その親族、同居人 など

④ その他の不適格事由

裁判所が不公平な裁判をするおそれがあると認められた人





Q 裁判員は法律のことを知らなくても大丈夫ですか？

A 最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補裁判員は、法廷で聞いた証人の証言などの証拠に基づいて、他の裁判員や裁判官とともに言う評議を通じ、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを判断します。例えば、目撃者の証言などに基づいて、被告人が被害者をナイフで刺したかどうかを判断することは、みなさんが、日常生活におけるいろいろな情報に基づいて、ある事実があったかなかったかを判断していることと基本的に同じであり、特に法律知識は必要ありません。なお、有罪か無罪かの判断の前提として法律知識が必要な場合は、裁判官が分かりやすく説明しますので、心配ありません。

さらに、検察官や弁護人も、裁判員のみなさんにわかりやすい裁判が行われるように努力します。

Q 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民のみなさんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっております。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員（ただし会期中に限りません。）
- ③ 学生又は生徒
- ④ 過去5年以内に裁判員、検察審査員等を務めたことのある人
- ⑤ 過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥ 一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

(やむを得ない理由とは、例えば)

- ・ 重い病気・けが
- ・ 同居の親族の介護・養育
- ・ 父母の葬式
- ・ 事業に著しい損害が生じるおそれがあること

※裁判員になるにあたり、保育や介護等のサービスを利用することもできます。利用方法等は、今後裁判員制度の実施にあわせ、周知される予定です。

Q 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？
また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益な取り扱いをすることは法律で禁止されています。

※従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくなるため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。

